

# 少年

第414号(1) 令和2年9月(長月)発行



山梨県警察本部  
生活安全部 少年・女性安全対策課  
甲府市丸の内1-6-1  
055-221-0110 内線3082  
少年対策官 山岸正人



## 言葉の力



秋本番を迎えるこの時期、学校では、運動会、学園祭等の行事が行われます。取組の中で、考え方や感じ方などの違いから、時としてトラブルにつながっていくこともあります。よりよい活動を進めるためには、いろいろな考え方、感じ方があることを理解し、お互いを認め合うことが必要です。

私たちはさまざまな言葉を使って自分の思いを人に伝えます。言葉には人を支える力があり、「ありがとう」、「うれしい」、「おはよう」、そんな何気ない一言に励まされたり、慰められたりします。一方で使い方によって、言葉は相手を傷つけることがあります。

改めて言葉の持つ力を考え、日々、口にしている言葉に意識を向け、よい影響を与える言葉を積極的に使っていきたいものです。



## 言葉（ことだま）

昨年、元号は令和に改められました。令和の出典は奈良時代末期に成立したとみられる日本最古の歌集「万葉集」から。令和には「明日への希望と共に日本人一人ひとりが大きな花を咲かせる」「世界が調和され、平和が永遠に達成される」という願いが込められています。

令和の出典と同じ万葉集卷五には「大和の国は…言葉（ことだま）の幸（さきわ）う国」という名高い語句があります。言葉に宿る豊かな力で栄える国、という意味。言葉とは言葉に宿ると信じられていた靈的な力のこと。日本は言葉の力によって幸せがもたらせる国であり、言葉が現実の事象に対して何らかの影響を与えると信じられ、良い言葉を発すると良いことがおこり、不吉な言葉を発すると凶事が起こるとされていました。

万葉の昔から時は流れ、インターネットが生活の一部となっています。距離や時間を越えて世界中の人のつながり、様々なことを知ることができるようになり、私たちの生活は飛躍的に便利になりました。コロナ禍においてもオンライン交流などの新しい生活スタイルも生まれました。

一方、インターネットやSNSでの誹謗中傷、差別、ネットいじめ…、これらの問題、被害は深刻さを増しています。言葉の暴力は後を絶ちません。そこに日本人の幸せをもたらせる「言葉」はどこを探しても見当たりません。

言葉の力によって幸せがもたらせる国、日本。明るく、思いやりにあふれた言葉の数々で、私たちの生活を豊かにするとともに令和の願いをかなえていきたいと思います。



## 勇気づけ

子育ての場面、あるいは教育の場面で、一般的には叱って育てる方法とほめて育てる方法の2つのアプローチがあるとされています。しかし、ほめても叱ってもうまくいかない場面があります。そんな時、「勇気づけ」という声かけをプラスしてもらえばと思います。これはアドラー心理学に基づいた教育法です。勇気づけとは、子どもが「やろう」と決めたことについて、最大限バックアップする、援助する方法です。勇気づけにおいて、まずポイントとなるのが評価という概念を取り扱うことだそうです。そのためには上下関係ではなく、横の関係を作るのです。横の関係を作るには「尊敬」「信頼」「喜び」などの気持ちをもって、子どもを自分と対等な存在として扱うことが必要になります。

たとえば、友人が部屋の掃除を手伝ってくれたとき、仕事を手伝ってくれた人に「ありがとう」と感謝の言葉を伝える、あるいは「うれしい」と素直な喜びを伝える。「助かったよ」とお礼の言葉を伝える。これが横の関係に基づく勇気づけのアプローチになります。

### 「ありがとう」「うれしい」「助かる」「大好き」

この4つの言葉を会話の最後に使うように心がけます。これを意識するだけで勇気づけの態度に近づくことができます。

これらの言葉は評価ではなく、感謝の言葉です。人は感謝の言葉を聞き、自らが他者に貢献できることを知り、自分には価値があると思えたときに勇気をもてます。

子どもが何か失敗したり、さぼってしまったときなども「なぜやらなかつたの」「どうしてできないの」というだけではなく、「次はやってくれると助かるな」「そのチャレンジがうれしいな」と勇気づけるようにします。結果だけではなく、過程や姿勢に対する勇気づけも重要です。何か特別なことができた時だけ声かけを行うのではなく、「毎日元気でうれしい」などとあたり前のようなことに注目して勇気づけることも大切になるそうです。

子どもたちを突き動かす動機は「周りの人たちに注目されたい、認められたい」というものに尽きます。困った行動をとるのも周囲の気を引きたいがためです。

ほめること、叱ることももちろん必要です。さらに子どもを勇気づけることができれば、きっと自主的に挑戦する人に成長してくれるはずです。



参考文献：野田俊哉『勇気づけの方法』創元社 岸見一郎 古賀史健『嫌われる祐貴』ダイヤモンド社

## しない！させない！青少年の深夜外出

- 青少年とは満18歳に満たない者をさし、深夜とは午後11時から午前4時までをさします。
- 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例による規定では、保護者は、深夜に青少年をみだりに外出させないようにしなければなりません。また、深夜に営業を営む者は、深夜に施設内または敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければなりません。

青少年の健全育成のために、大人としての義務を果たしましょう。

## 秋の全国交通安全運動 9月21日～30日

### 1 運動のスローガン 乗せるのは 君の宝と あした その未来



### 2 運動の重点

- (1) 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- (2) 高齢運転者等の安全運転の励行
- (3) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止
- (4) 二輪車の交通事故防止（本県重点）

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けること。また、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

特に9月30日(水)を『交通事故死ゼロを目指す日』とし、一人一人が交通安全について考え、「交通事故のない社会は自らが成し遂げるもの」である認識を社会全体に広めることを目指しています。

## 自転車安全利用五則　自転車も交通ルールを守ろう！

### 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

- ・道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。そのため、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。

### 2 車道は左側を通行

- ・自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

### 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- ・歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をしなければなりません。

### 4 安全ルールを守る

- ・飲酒運転の禁止
- ・二人乗りの禁止
- ・並進の禁止
- ・夜間、前照灯及び尾灯等の点灯
- ・信号を遵守
- ・交差点での一時停止と安全確認

### 5 子供はヘルメットを着用



◎“ながら運転”は危険なのでしてはいけません。

- スマホ・ケータイを操作しながら
- ヘッドフォンで音楽を聴きながら
- 傘をさしながら

「自転車安全利用五則」のうち、1～4については懲役や罰金などの罰則があります。